

平成23年12月 教育委員会定例会会議録

1 開会の日時

平成23年12月9日（金） 午前9時30分

2 出席委員

森 武 洋	委員長
三 塚 勉	委員
齋 藤 道 子	委員
三 浦 溥太郎	委員
永 妻 和 子	委員（教育長）

3 出席説明員

教育総務部長	原 田 惠 次
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
教育総務部生涯学習課長	平 澤 和 宏
教育総務部教職員課長	高 橋 淳 一
教育総務部学校管理課長	丸 茂 勉
学校教育部長	中 山 俊 史
学校教育部教育指導課長	渡 辺 文
学校教育部支援教育課長	小田部 英 仁
学校教育部学校保健課長	藤 井 孝 生
学校教育部スポーツ課長	伊 藤 学
中央図書館長	小 貫 朗 子
美術館運営課長	石 渡 尚
教育研究所長	新 倉 邦 子

4 傍聴人 0名

5 議題及び議事の概要

- 委員長 開会を宣言
- 委員長 本日の会議録署名人に齋藤委員を指名した。
  
- 日程第2は、人事案件であるため秘密会とすることを提案、「総員挙手」をもって秘密会とすることを決定。
  
- 教育長報告  
前回の定例会から本日までの報告事項

(永妻教育長)

それでは平成23年11月15日から本日までの主な所管事項についてご報告いたします。

はじめに、市立学校の創立100周年記念式典についてです。

11月19日に山崎小学校、11月26日に沢山小学校の創立100周年記念式典が、それぞれの学校で開催されました。お忙しい中、委員の皆様にはご参列いただき有難うございました。

式典中の来賓のご挨拶にもありましたが、3月11日の東日本大震災の状況等を鑑みますと、無事に100周年を迎えることができるというのは非常に有難いことであり、改めて歴史の重みと、皆様のご努力に感謝の念を抱いたところです。

会場には、児童による様々な作品が飾られ、校舎内には学校の歴史を辿った写真や児童のメッセージなど、100周年を迎える学校への想いが至る所に溢れておりました。

式典中は、児童による和太鼓の演奏や踊り、呼びかけなどの披露や皆様も校歌を一緒に歌われるなど、両校とも大変心温まる素晴らしい式典でありました。式典開催にあたり、多大なお骨折りをいただいた学校、保護者、地域の皆様には改めて感謝申し上げます。

続きまして、「横須賀民俗芸能大会」についてです。

11月20日に、民俗芸能の周知と後継者育成を目的に、「第30回横須賀民俗芸能大会」を文化会館にて開催いたしました。30回目の節目の大会として、神奈川県民俗芸能保存協会とも共催いたしました。

広報11月号に大きく掲載されたこともあり、会場は満席となり、立ち見の方が出るほど多くの市民の来場をいただくことができました。

出演は、市内で活躍するお囃子や木遣りなど、民俗芸能の保存団体・11団体

で、市内の民俗芸能の多様さに会場は大いに盛り上がりました。

また、今回はテーマを「虎踊」とし、浦賀と野比で活動する2つの保存会が出演いたしました。競演は初めての試みでして、見応えのある内容に来場者の関心を惹きつけておりました。合わせて、ロビーでは今は途絶えた久里浜の虎踊を含め、市内3つの虎踊りに関する歴史資料の展示も行いました。

民俗芸能は地域で大切に受け継がれているものです。出演者された各保存会の熱演によって、地域の絆の大切さが来場のお客様にも伝わったようで、称賛のお声を多数いただきました。

続きまして、「ものづくり教育フェア激励会」についてです。

11月22日に、「第12回全国中学生創造ものづくり教育フェア 全国・関東大会出場生徒激励会」を横須賀市役所にて開催致しました。これは、4年前から行っているもので、中学校技術・家庭科の授業で学習した成果を発表し合い、お互いの技術を交流する機会となる「ものづくりフェア」の関東、全国大会に出場する生徒を激励する会です。

関東・全国大会へと参加する衣笠、浦賀、岩戸、長井の4中学校19名の生徒が、「生徒作品コンクール、あなたのためのおべんとうコンクール、創造アイデアロボットコンテスト、パソコン入力コンクール」など、出場する各部門のデモンストレーションやプレゼンテーションを行いました。

作成した作品への思いや工夫点を述べたり、ロボット操作やパソコン入力の実技など行ったりするとともに、これからの大会に向けての決意を表明する、生徒の堂々とした姿を見ることができました。

私からの報告は以上です。

## 日程第1 議案第38号『図書館条例施行規則中改正について』

委員長 議題とすることを宣言

(中央図書館長)

議案第38号 図書館条例施行規則中改正についてご説明いたします。ご審議いただきます資料は1ページ～7ページにございますが、説明については8ページをご覧ください。

このたびの改正理由は2件ございます。まず、(1)は著作権法改正に伴うものです。従来、図書資料等の複製・提供については、著作権法に規定された点字図書館等の福祉関係施設でしか行うことが出来ず、また提供できる対象者は

視覚障害等の障害者に限られていましたが、著作権法が平成21年6月に改正され、公共図書館において複製・提供することが出来るようになり、さらに、提供できる範囲も発達障害者等の「視覚等による表現の認識に障害のある方」へと拡大されました。

このたびの著作権法改正の趣旨は、インターネットの発達等により、健常者は多様な情報を容易に得ることが出来る一方で、障害者は得られる情報に限りがあり、情報格差が拡大している状況を改善するためのものであります。

横須賀市立図書館では、本改正により公共図書館が実施できることになったサービスを開始したいと考え、必要な規則の改正を行うものであります。

(2)は、現在行っている個人の館外利用の特例について、あらためて規則整備し、その他条文の整理を行うものであります。

次に、2の改正の内容についてですが、(1)は、第2条の2を新設し、個人の館外利用の特例として、郵送等による図書資料の貸出しについて、利用方法と貸出期間を規定するものです。

図書館では利用者の利便性向上のため、電話やインターネットで予約された図書資料を、利用者の負担により自宅等へ送付するサービスを既に行っておりますが、その利用方法等については規定されていないため、図書館条例施行規則を整備するものです。

新設する第2条の2は、第1項で郵送等の貸出しを受けることが出来るものを図書館カードの所有者とし、第2項で費用は利用者の負担とし、第3項で貸出し期間について、通常の15日間に、郵送等に要する期間4日間を加え、19日間とするものです。

次に(2)は、図書館条例施行規則第3条の障害者に対する館外利用について、取り扱いの実態に合わせた改正と、先ほどご説明いたしました、第2条の2の新設に伴う条文整理を行うものです。

障害者に対する館外利用は、図書館に来館できない身体障害者で、事前に登録を受けた利用者に郵送等で図書資料を送付するもので、費用については全額図書館が負担いたします。改正する内容は、第3条中、「中央図書館」を「図書館」とし、従来、中央図書館のみで行っていた障害者に対する館外利用の登録を、北、南、児童図書館でも行うこととするものです。

また、実際の運用に則して「資料」を「図書資料」とし、送付する対象資料を明確にするものです。

(3)は、著作権法の改正により拡大した、録音図書等、視覚障害者等用の資料の利用について規定するものです。

新設する第3条の2は、第1項で視覚障害者等用の資料を利用できる者は図書館カードの所有者のうち視覚障害者等で登録を受けた者とし、別表に視覚障害

者等の範囲を規定いたします。

第2項で、録音資料の館内利用を1日1作品、館外利用については3作品とし、貸出期間を30日以内とするものです。

なお、第3項では、録音資料以外の利用については別に定めるものとし、今後の利用状況等により対応していきたいと考えております。

3の施行期日ですが、平成24年1月1日施行を予定しております。

なお、資料9ページ、10ページに新旧対照表を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第38号 図書館条例施行規則中改正についての説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をいただきますようお願いいたします。

(三塚委員)

利用者の登録の手続きはどのようにされるのでしょうか。5ページの第2条第3項で19日以内に伸ばした根拠、理由があれば教えてください。

(中央図書館長)

個人の館外利用の登録については、図書館カードをお作りいただいて、その際に郵送等貸出しの登録をしていただきます。その時に送付先として職場や自宅の住所を教えてください。また、インターネットや電話で予約を入れていただいた時に郵送でということでお申し出いただければ、登録された送付先にお送りします。

障害者の場合は、図書館カードをお作りいただく際に障害者手帳を提示していただき、併せて同じように送付先を登録していただきます。その後は同様です。

15日以内というのは通常図書館に来館された場合の貸し出し期間です。前後2日間の送付期間を足しています。市内ですと2日間あれば届くという判断です。

(齋藤委員)

年間でどのくらい郵送希望があるのでしょうか。

(中央図書館長)

平成22年度の件数ですが、延211人、1,311冊です。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第38号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

委員長 報告事項（３）の内容が請願第 18 号と関連があるため先に報告事項（３）を聴取することを宣言

報告事項（３）『市立学校における放射線量の測定について』

（学校管理課長）

それでは、「市立学校における放射線量の測定について」、ご説明させていただきます。私からは、11 月 1 日から実施しました「市立学校敷地内における放射線量の測定について」、ご説明いたします。

1 ページをお開きください。資料に記載のとおり、測定対象は、小学校 47 校、中学校 23 校、及び総合高校、ろう学校、養護学校の計 73 校です。

測定の結果、73 校中 42 校で本市除染の目安を超える数値を検出したことから、教育委員会職員がその場で、土嚢袋に入れ、さらに飛散防止措置として、ビニール袋で 2 重にくるむ処置を行い、埋設するまでの間、児童生徒が入らない場所に保管しています。また、現在までに 6 校で埋設処置を終了しています。残りの除染した土砂は、順次、仮処分として学校敷地内に埋設を行います。除染した土砂等は、最終的には、土嚢袋 464 袋、重量は概算ですが全体で 3.0 t 程度になると思われま

す。調査は、側溝や屋上排水口、集水ますなどの土砂が堆積しやすい場所や、腐葉土や田んぼなど放射性物質が溜まりやすいと言われている場所を中心に教育委員会職員が 2 人 1 組で行い、11 月 30 日に完了しました。測定にあたっては、校長や教頭など学校関係者に立ち会ってもらい、学校内の側溝や屋上排水口などをくまなく網羅して測定をしました。

1 校あたりで測定数値を記録した個所数は、20 か所前後ですが、高い数値を測定した場合は細かく測定するため 40 数か所になった学校もありました。

除染の基準値は、地表高 1 cm で  $0.59 \mu\text{Sv/h}$ 、または地表高 1 m で  $0.23 \mu\text{Sv/h}$  を超えた場合としています。

なお、教育委員会では、側溝内や集水ますの土砂は、清掃により学校敷地内に置かれる場合があることから、それらの土砂を測定する際には、地表高を対象土砂からの高さを読み替え、グレーチングや集水ますの蓋を外すなどして測定しています。

除染した学校のうちで、2 校では地表 1 cm ではなく、地表 1 m での空間線量  $0.23 \mu\text{Sv/h}$  を超える数値を検出したことから除染していますが、これらはいずれも側溝清掃土でした。また、今回の除染に要した総経費は、今後の埋設費用を含めまして、概算で約 150 万円程度になると思われま

す。3 ページ目から 4 ページ目をお開きください。この「市立学校 放射線量測定

結果一覧表」には、各校の詳細な測定結果を記載しています。具体的には、各学校の測定日、除染箇所数、除染した土砂等の量、埋設作業日です。

5 ページ目から 6 ページ目をお開きください。長浦小学校の例ですが、除染土砂等の埋設記録です。この埋設場所のデータは、教育委員会と各学校で保管し、移設するまでの間は掘り起こすことがないように管理してまいります。

7 ページから 8 ページ目をお開きください。ご覧になられている委員もいらっしゃると思いますが、市ホームページに公開している調査結果です。12 月 6 日に全 73 校の測定位置図、測定結果数値などを市HPで閲覧できるようになっております。今後は、各学校で行う埋設場所の測定値や状況写真を追加すること及び 2 月頃、埋設場所の放射線量確認など、必要な情報発信を行ってまいりたいと考えております。

私からの報告は以上です。

(学校保健課長)

続きまして、10 ページをお開きください。学校給食の放射線量の測定についてご報告いたします。

1 の測定方法ですが、給食の食材と、実際に児童が食べた提供食の 2 種類の測定を行っています。検査は、横浜市金沢区にごございます財団法人日本冷凍食品検査協会に委託し、ゲルマニウム半導体検出器により測定しています。測定時間はなるべく低い数値まで測定するために、検査機関と協議し、通常 1,000 秒で測定しているところを 2,000 秒としています。

(1) の「給食食材」ですが、後期の学校給食で使用する食材について、10 月から 2 月まで月 1 回、3 品目ずつサンプリングして測定しています。

(2) の「提供食」ですが、後期の 10 月 13 日から 3 月 14 日までの全 96 食について、実際に児童に提供した給食 1 食分を 1 週間ごとにまとめて測定しています。検体は諏訪小学校から採取しています。

2 の「手順」ですが、給食食材については、検査対象の食材各 2 kg を検査機関に送り、測定しています。提供食は、給食 1 食分を毎日冷凍保存し、1 週間分をまとめて検査機関に送り、検査機関が 5 日分をミキサーにかけ、測定しています。

3 の「測定結果による対応」ですが、給食食材については、暫定規制値以下であれば給食食材として使用することを原則としていますが、給食食材、提供食ともに、検出された数値により、必要に応じて対応を検討したいと考えています。

4 の「総経費」については、概算ですが 53 万 1 千円を見込んでいます。

11 ページをお開きください。給食食材の測定結果は、記載のとおり、10 月と

11月の2回、各3品目の野菜について測定を行い、すべて「検出せず」となっています。

提供食の測定結果は、12ページに記載のとおりです。今まで、合計7回30食分の検査をしております。表の上から2行目、11月21日から25日分の4日分の測定結果で、極めて微量でございますが、放射性セシウム137が、0.48 Bq/kg 検出されています。

私からのご報告は以上です。

(三塚委員)

30番の浦賀小学校で、市内で一番高い数値だと思われる $2.60 \mu\text{Sv/h}$ が出ていますが、その原因、環境状況がもし分かれば教えていただきたい。それから、総合高校の基準値以上が9カ所ということですが、測定場所がどの辺りなのか教えていただきたい。

(学校管理課長)

浦賀小学校は、校舎の立地が崖を背負っているかたちとなっています。そちらの屋上排水口で $2.5 \mu\text{Sv/h}$ という数値を出しました。空間線量としては $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を下回っているということで、排水口に溜まっている土砂から出たのですが総量は少ないです。土嚢袋1袋ほどとると基準値以下となりました。

今回の調査で、校舎の片側に崖があったり、諏訪小学校のように本庁舎が片側にあたりすると、風によって吹き溜まるという放射性物質が建物の片側に寄る傾向が出ています。

総合高校は、学区が広く屋上がありませんので、学校の面積が2校分あるということで9カ所、ほとんど側溝から出ております。

(三塚委員)

測定されて学校にお伝えすると、学校は保護者あてにお知らせを出していると思うのですが、保護者からの問い合わせはあるのでしょうか。

(学校管理課長)

測定結果が出ますとその場で学校に資料をお渡ししていて、学校は児童生徒を通じてお知らせしています。学校管理課にはきておりませんが学校には問い合わせがきていると伺っています。総合高校についてはQ&Aをお渡ししました。

(三浦委員)



地上1 mで $0.23 \mu\text{Sv/h}$ 、1 cmで $0.59 \mu\text{Sv/h}$ の根拠はあるのでしょうか。他都市を参考にされているのでしょうか。

(学校管理課長)

除染の基準値は横浜市に倣っています。福島県内の学校の除染基準が1 mで $1 \mu\text{Sv/h}$ と出されていますがそれ以外で数字を出しているところはありません。市の方針として、隣接する横浜市と異なると却って混乱を招くとうことで合わせています。基準を調べますと、各市、近隣県市ではかなりばらつきがあります。明確な基準があるものではありません。

(三浦委員)

横浜市に倣ったということですが、この数字の根拠は何かあるのでしょうか。

(学校管理課長)

1 mで $0.23 \mu\text{Sv/h}$ については、環境省が定める放射性物質汚染対処特措法、来年1月1日施行されますが、これにおいて、省令で定める除染実施計画の地域指定要件の中で示された1 mで $0.23 \mu\text{Sv/h}$ という数値が根拠ではないかと考えられます。 $0.23 \mu\text{Sv/h}$ は、屋内への透過率を0.4として1日につき8時間を屋外、16時間を屋内で過ごした時に1年で1 mSvになるという $0.19 \mu\text{Sv/h}$ に自然放射線量0.04を加えたもので、横浜市もこれを参考に $0.23 \mu\text{Sv/h}$ としているものと思われます。

1 cmで $0.59 \mu\text{Sv/h}$ については、明確な根拠はありませんが、横浜市のホームページでは1日8時間、年間210日学校にいた場合に1 mSvになるというものを逆算して $0.59 \mu\text{Sv/h}$ としています。非常に乱暴で、1日24時間中8時間、しか計算しない、年間365日の残りの日はどうなったんだという感がありますが、ただ、これは除染の目安の数値ですので、今回調査した中で、1 mで $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を超えたのは市内で4カ所ですので、 $0.59 \mu\text{Sv/h}$ はかなり厳しい設定と考えています。

(三浦委員)

1 mで $0.23 \mu\text{Sv/h}$ は厳しめな基準と思いますが、市内4カ所ということですがこれも側溝など特定場所なののでしょうか。

(学校管理課長)

学校の側溝清掃土ということで溜めてあった場所です。2校については1 cmで $0.59 \mu\text{Sv/h}$ 以下であっても1 mで $0.23 \mu\text{Sv/h}$ を超えていますので、両方の

基準をかけることによって安全が立証できていると考えております。

なお、今回の測定を踏まえて、側溝を清掃する際には改めて学校に確認に行きますという通知を出しています。

(三浦委員)

そうしますと、最初に行っていた校庭の真ん中で  $0.23 \mu\text{Sv/h}$  を超えたところはないのですね。

(学校管理課長)

今回の調査で校庭の中央は調査しておりませんが、調査に行った者は測定機器を持って歩いていますので、数字は出ています。6月に測定した数値と変化がなかったと把握しています。

(齋藤委員)

除染した土を校舎内に埋めるということで、またその数値が高くなるという不安もあると思うのですが、埋めた後というのはお測りになっていかがでしょうか。

(学校管理課長)

今回、6校埋めておりまして、埋設した場所については埋設前に地上1cm、1mで測っていて、埋設後も同様に測っていきまして、中の土が表に出てきますので同等かそれ以下になります。今後、埋設した箇所については2月ごろに再度線量の確認をする予定で考えています。

(永妻委員)

教育委員会としてはやはり被ばく、特に子どもたちが放射線量の影響を受けるということが保護者にとっては危惧されている中で、多くの請願に署名されたり学校への問い合わせをされたりということがあると思いますので、今回、この空間放射線量のきめ細かい測定、学校給食の食材、提供食の測定を行っている訳ですが、ある程度の根拠となるようなものを踏まえた上での測定結果の捉え方が出てくると思いますので、これだったら横須賀市では子どもたちが学校での日常生活を送ってよろしい、学校給食の提供をしていけるということに繋いでいける目安や基準がもしご説明できるのであればお願いします。

(学校保健課長)

被ばくについては、外部被ばくと内部被ばくとあり、国では法令等を見ます

と一般向けの被ばく限度を定めているのは「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」で、原子力事業者の規制についてのものですが、敷地の外に出す際に年間 1 mSv 以下にしなければという定めがございます。国際的には、国際放射線防護委員会、ICRP と言われていますが、そこが 1999 年に行った勧告で一般公衆に対する線量限度を自然放射線によるものと医療放射線による被ばくを除いて年間 1 mSv と定めています。従いまして、国ではこの ICRP の基準を元に法令で定められていると思います。ただ、内部被ばくが含まれない中での、外部被ばくだけの 1 mSv という議論がされていたりしますので、今後、国がどのように詰めていくのかなど注視しながら、横須賀市としてももう少し詰めていければと考えております。

(永妻委員)

横須賀市として年間 1 mSv という基準は、今後数値を示された時、結果が出た時の判断の目安という意味では押さえておく根拠となりますか。

(学校保健課長)

現時点では、年間 1 mSv は一つの拠り所としてよろしいのではないかと考えております。

(永妻委員)

現段階では、こういった測定を始めた中で、子どもたちが受ける放射線量の影響を考えた時、従来どおりの学校生活、給食食材の提供を続けるということに支障はないということによろしいですか。

(学校保健課長)

細かい数字の積算は行っていませんが、現在の横須賀市内の子どもの状況、給食等を考慮すると年間 1 mSv にははるかに及ばないと推定しております。

(森武委員長)

横須賀市の子どもたちが学校だけでなく普通に市内で生活をした分を含めても年間 1 mSv には達しないという理解でよろしいのでしょうか。

(学校保健課長)

学校に行っている時、行かない時を合わせて、はるかに及ばないと思います。

(森武委員長)

学校給食の提供食の検査で放射性セシウム 137 が検出ということですが、このことと年間 1 mSv の関係についてもう少し詳しくお願いできますか。

(学校保健課長)

検出下限値に近い数値で出ていますが、実際に今までは検出せずということですので、検出下限値として設定している数値とほぼ同様、それ以下の数値が出ているかもしれないということを考慮しまして年間の仮定の実効線量の推定を出しています。最大、という安全側に立った考え方ですね。今回、0.48 Bq/kg ということを含めて、全て最大の検出下限値が出たとしても、実際にご家庭で食事されているものは違いますので仮に給食と同様のものを食べたと仮定していますが、年間で 1 mSv にはいかないと考えています。

(齋藤委員)

こうした測定は来年度も継続予定でしょうか。また検査日から結果が横須賀市教育委員会に届くのに何日ぐらいかかるのでしょうか。

(学校保健課長)

給食については予定では年度内、3月末までで行っております。来年度については未定です。今後も状況を見ながら検討していきます。月曜日から金曜日までのものを、金曜日の午後、まとめて検査機関に郵送し、週が明けた月曜日の夕方に結果のご連絡をいただいている状況です。

(三塚委員)

12月以降、測定する食材は月ごとに決められているのでしょうか。

(学校保健課長)

サンプリングについては、献立が決まっていますので、そこで使う食材の産地や使用量を青果市場と連絡を取り合う中で確認し、考慮して決めています。

(三塚委員)

11月、12月の食材を見ますと全て違う食材ですが、同じ食材で産地が異なるものとの比較まではできないのでしょうか。

(学校保健課長)

収穫時期、産地が異なっていたりしますので、同じ食材での比較は今のところ考えていません。

(三塚委員)

提供食の結果で、0.48 Bq/kg が出た原因の食材の特定はできるのでしょうか。

(学校保健課長)

5日分全ての食材をミキサーにかけてということですので、1つの食材に由来しているのか、複数の食材なのかも含め、特定することは非常に困難と考えています。

(三塚委員)

検出下限値が検査日ごとに変わる理由は。

(学校保健課長)

6月に行った検査では、下限値というものを設定しまして、10 Bq/kg まで測ってくださいとお願いして不検出という結果でした。今回は極力低いところまで見たいということがまず1つあります。他都市、国を含め1という数値を目指して検査をする状況が広まっている中で、なるべく精度の高い数値を目指したいということがありました。1という数値を測ると機械は実際にはその少し下まで測定しているとのことですので、でしたらその下までの生の数字をいただいて保護者の皆さまにお知らせしていくということで、下限値を設定するのではなく、2,000秒という時間で検査機関にお願いして、それは食材によって重さや密度で基準が変わる訳です。純粋な水なら一定ですが、成分によって基準が変わりますので、同じ時間を測っても測れた結果が変わってくるということだそうです。

(森武委員長)

11ページのほうが検出下限値が高いのは容器に入った体積あたりで数値を出している訳ですが表記をする時には重さあたりになるので、軽いものが入っていると検出下限値がどうしても上がってしまうということだと思います。恐らく自然に入っているカリウムの放射線が出てくると思うのですが、横軸がエネルギーで縦軸が放射線が出てくるのですが、セシウムが出てくる山とカリウムが出てくる山が近いところがあって、カリウムが出てくる山が大きいと隣のセシウムが測りにくいという事情があってかなり数値がばらついてくると思うのです。1 Bq/kg 以下にしてくださいと言われると検査機関は困ってしまうので予算もあるでしょうし、ミキサーにかけるという方法であれば、私はこの方法は非常に良いやり方だと思っているのですが、一応補足させていただきます。

(三浦委員)

0.48 Bq/kg が検出されたということですが、その際に使用した食材は把握していますか。

(学校保健課長)

何の食材をどれだけ使用したかを把握しております。

(三浦委員)

万が一、次に検出された場合には、食材の比較が可能ですね。

(学校保健課長)

食材を比較し検討することになります。

(森武委員長)

学校にいる間は把握しやすいと思いますがご家庭での食事だったり生活だったりにはわかりませんので、難しいとは思いますが年間の推定の被ばく量を何かの機会に一度試算をしていただいて、公表するようなことを考えていただければと思うのですがいかがでしょうか。

(学校教育部長)

0.48 の持つ意味を説明しないとこれに対する心配の声も出てくると思っていますので、そういったことも含めて、仮定ではありますが保護者や市内の方々に情報提供できるよう検討していきたいと思っています。

日程第3 請願第18号『横須賀市小学校の修学旅行先についての請願』

委員長 議題とすることを宣言

請願事項について、書記が朗読

委員長 関係理事者から所見を聴取

(教育指導課長)

請願第18号「横須賀市小学校の修学旅行先について」の所見を述べさせてい

たきます。

この請願の願意は、「栃木県日光市から非汚染地域へ、修学旅行先を変更すること」を求めたものです。

小学校の修学旅行等の宿泊をとまなう校外行事の実施については、「横須賀市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」第8条に基づき、学校が計画し、学校から提出された校外行事実施承認願を教育委員会が承認することになっております。

これまで、本市を含め県内の小学校では、日光市を修学旅行先として長年実施してまいりました。日光市は、宿泊を伴う行事を実施するにあたり、移動距離も小学生にとっては適した距離と考えられます。

さらに、歴史・文化遺産と自然に満ち溢れており、小学校6年生がこれまで学習したことをさらに深めていくことができ、修学旅行先として最適な学習環境を持ち備えたところです。

日光市では、現在、すべての学校が何ら制限もなく通常通りの教育活動を行っております。また、日光市は、4月に観光安全宣言を発令し、毎日、市内各所で行われている検査をもとに、現在も観光安全宣言を継続しており、現段階では、修学旅行先を日光市とすることに支障はないと判断しております。このような状況の中、ご指摘にあるような理由で行き先を変更することは、さらなる風評被害を起こす等、様々な問題が生じることが想定されます。

よって、現在の状況では、日光市を修学旅行先とした校外行事を承認しないことは考えておりませんが、今後、安全宣言が取り消されたり、日光市への旅行制限が発令されたりするなどの状況が生じれば、この限りではありません。

以上、「横須賀市小学校の修学旅行先について」の所見を述べさせていただきました。ご審議の程よろしく願いいたします。

(三塚委員)

今回、不参加だった児童はどのくらいでしょうか。

(教育指導課長)

全校で3名と聞いております。

(三塚委員)

その3名の方の学校での状況はどうでしょうか。

(教育指導課長)

直後の様子では、1名はやはり行きたかったという素振りが見られる様子で

あったと伺っております。あとの2名について通常通りの様子と聞いています。

(三塚委員)

日光の修学旅行を実施するにあたって校長会と協議があったと思いますが、確認事項とか配慮事項とか、校長会とのやり取りはあったのでしょうか。

(教育指導課長)

実施にあたって下見は8月に行っておりますが、4月の段階で、県・市の校長会で協議をもったと聞いています。また食材についても非常に心配されるような状況も想定し、市全体で検討されたと聞いております。それ以外の部分では、実施していく中でかなり状況が変わることが考えられますし、4月の段階では余震も心配されましたので、8月の下旬まで、日光と確認を取りながら、あるいは旅行会社と連絡し合いながら、進めていったと伺っています。

(三塚委員)

修学旅行が終わった後、反省や来年度に向けての課題が話されたと思います。校長会の来年度に向けての意向などがもし分かれば教えてください。

(教育指導課長)

校長会として、できるだけ保護者に安心していただけるような情報提供は必要であろうというお話があったと聞いております。今年度行う中で様々な配慮をしながら実施できているという状況では、来年度も同じように日光の良さをいかした修学旅行を進めていきたいというお考えのようです。しかし、それも実施するまでの間に状況の変化が生じれば検討すると伺っております。

(齋藤委員)

請願を出された方は、日光市がきちんと検査をやらずに観光安全宣言を出されているということで心配されているようなのですが、日光市も色々と検査はやられていると思うのですね。日光市でやられている検査と横須賀市でやっている検査を比較して、教育委員会としては、請願を出された方が仰っている日光市は大丈夫なのかという点について、どのようにな見解をお持ちでしょうか。

(教育指導課長)

日光の除染基準は地上1cmで1 $\mu$ Sv/hで、除染基準については高いとは考えていますが、日光市内の様々な場所で放射線量を測定していて、毎日測定する所、週1回測定する所、月1回…と分かれています。学校では毎日測定、日



光消防署でも毎日測定ということで、測定については丁寧に実施されていると思いますし、その結果もホームページで公表されていて、私もそちらを拝見しながら、数字の部分については捉えております。

(三浦委員)

修学旅行での宿泊場所はこの地図でどの辺りでしょうか。修学旅行で回られているとメインのところはこの地図では高くないところと見受けられますが。

(教育指導課長)

学校によって様々ですので、全てではないと思いますが、戦場ヶ原や日光市内、旅館の前、華厳の滝などについて  $0.14 \mu\text{Sv/h}$  前後という数値で、1番高めのところは子どもたちが活動するところではないとは思っています。

(永妻委員)

所見の、日光で支障はないと判断された根拠を詳細にご説明いただけますか。

(教育指導課長)

日光市が公表している測定値の中には、本市の地上1mにおける基準の  $0.23 \mu\text{Sv/h}$  を超える場所もありますが、華厳の滝、二社一寺、戦場ヶ原など児童が多く立ち寄る場所は、基準値を超えておらず、1泊2日の校外行事により若干浴びる放射線量が増加したとしても、年間合計で  $1\text{mSv}$  以上の線量を浴びるとは考えられません。よって修学旅行を実施することに支障はないと考えております。

(永妻委員)

日常的に考えられる行動の中で、また修学旅行は修学旅行として適切な数値を考えても年間  $1\text{mSv}$  にはいかない、子どもたちの修学旅行という学習活動の中でその意味をお示しした上で、教育委員会としてはこのように捉えているので支障はないと考えている、ということでもよろしいのかなと思っているのですが、それをきちんと学校に対しても保護者に対してもご説明していく必要があると思います。よろしくお願いいたします。

多くの市民の方、保護者の方は、自分たちに責任がある訳でもない、市に責任がある訳でもない中で毎日特にお子さんの健康面についてご心配されているのは当然のことかと思っております。そのような中で今回は修学旅行についての請願ということで色々ご意見を頂きましたが、請願の取り扱いについては、横須賀市の教育委員会会議規則では採択・不採択という規定はございませんの

で、請願者の方に対しましては、先ほどの教育指導課長からの所見をもちまして、教育委員会の所見として回答させていただくのが妥当かなと思われませんがいかがでしょうか。

(各委員)  
異議なし

委員長 書面により所見を回答することを決定

委員長 報告事項を聴取することを宣言

報告事項（１）『平成 23 年度文化財保護周知啓発事業について』

(生涯学習課長)

「平成 23 年度文化財保護周知啓発事業について」、ご報告いたします。

本年も 11 月第 1 週も文化財保護強調週間を中心に様々な事業が行われました。

まず、1 の「第 40 回神奈川県文化財保護ポスター選考結果」ですが、対象は県内の中学生で、「私たちの文化財」「世界遺産を目指す武家の古都・鎌倉」の二つの部門がございまして、最優秀作品ほかを選出されました。優秀作品については神奈川県が印刷をし、県内各地に掲示されるものであります。また、市内中学生の応募は 6 校で 9 点ございました。「私たちの文化財」部門で久里浜中学校の生徒が入賞されました。

2 の「近代化遺産見学会」は、近代化遺産の日に合わせまして、10 月 21 日に見学会を行いました。見学先はヴェルニー公園と猿島ですが、雨天のため 1 日順延したために、参加者は 17 名という少し残念な結果に終わりました。

3 の「重要文化財・史跡見学会」は、11 月 2 日に三浦一族ゆかりの寺院として記載の寺院ほかを見学し、31 名の参加がありました。

4 の「文化財速報展」平成 22 年度に指定した重要文化財と八幡神社遺跡の概要を写真とパネルで解説しています。

2 ページをご覧ください。5 の「第 30 回横須賀民俗芸能大会」は、冒頭の教育長報告のとおりであります。観客数 1,250 名は記録がある限りでは過去最高であり、第 1 回から観覧されている方に伺ったところ、立ち見が出たのも初めてということでした。

6 の「八幡神社遺跡見学会」は、久里浜中学校の武道場建設に伴う埋蔵文化財の発掘調査の成果について 2 回にわたって見学会を開催し、それぞれ 580 名、

325名の方々にご参加いただきました。なお、発掘調査につきましては11月30日をもって無事に終了しております。現地は、人骨等を取り上げた後、埋め戻しを行っております。ご報告は以上です。

(質問なし)

報告事項(2)『教育職員手当等支給規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について』

(教職員課長)

それでは報告事項(2)、「教育職員手当等支給規則中改正に伴う教育長の臨時代理による事務について」をご説明いたします。

11月の教育委員会臨時会、議案第36号で提出させていただきました「市立高等学校及び市立幼稚園の教育職員並びに市立中学校の任期付教育職員の給与等に関する条例中改正議案の提出について」ですが、ご承認いただき、現在、市議会定例会に議案として提出し、ご審議いただいているところです。そして、この議案が可決された場合、公布の日から施行ということになります。

しかし、手当等につきましては、具体的な額を規則で定めておりますが、条例が可決した後に、教育委員会で規則改正をご審議頂く機会がございません。このため、議案が可決した場合、「教育職員手当等支給規則」の改正を、教育長の臨時代理による事務により、条例に合わせて規則改正を行うことを先に報告させていただきます。

それでは、具体的に規則改正の内容についてご説明いたします。改正いたしますのは、「教育職員手当等支給規則」附則第4項であります。

2ページをご覧ください。このたびの条例改正により、教頭および、校長の給料を、当分の間、0.55%減額することとしましたが、手当につきましても、同様に減額するものであります。

第2条は「管理職手当」、第6条は「教職調整額の支給を受けない教育職員の給料月額に加える額」をそれぞれ0.55%減額するものです。

なお、施行日は平成24年1月1日とします。

また、市議会定例会で議決をいただき、教育長の臨時代理による事務の承認を行った後には、次回の教育委員会で改めて承認議案として提出し、ご審議頂きたいと思っております。

以上で説明を終えさせていただきます。

(質問なし)

(理事者報告なし)

(委員質問なし)

日程第2「委員長の選任について」は、人事案件のため秘密会とすることを宣言。関係理事者以外の退席を求めた。

6 閉会及び散会の時刻

平成23年12月9日(金) 午前11時10分

横須賀市教育委員会

委員長 森 武 洋